

下水道流入水基準

ア 除外施設の設置等に関する条例の基準（昭34. 政令147 下水道法施行令第9条）

1	温度	45度以上あるもの
2	水素イオン濃度	水素指数5以下又は9以上あるもの
3	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 鉛油類含有量 動植物油脂類含有量	5mg/Lを越えるもの 30mg/Lを越えるもの
4	沃素消費量	220mg/L以上であるもの

イ 特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準（同上 施行令第9条の4）

改正 R6政令第2号

	物質名	基準値
1	カドミウム及びその化合物	0.03mg/L 以下
2	シアン化合物	1mg/L 以下
3	有機燐化合物	1mg/L 以下
4	鉛及びその化合物	0.1mg/L 以下
5	六価クロム化合物	0.2mg/L 以下
6	砒素及びその化合物	0.1mg/L 以下
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L 以下
8	アルキル水銀化合物	検出されないこと
9	ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L 以下
10	トリクロロエチレン	0.1mg/L 以下
11	テトラクロロエチレン	0.1mg/L 以下
12	ジクロロメタン	0.2mg/L 以下
13	四塩化炭素	0.02mg/L 以下
14	1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L 以下
15	1,1-ジクロロエチレン	1mg/L 以下
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L 以下
17	1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L 以下
18	1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L 以下
19	1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L 以下
20	チウラム	0.06mg/L 以下
21	シマジン	0.03mg/L 以下
22	チオベンカルブ	0.2mg/L 以下
23	ベンゼン	0.1mg/L 以下
24	セレン及びその化合物	0.1mg/L 以下
25	ほう素及びその化合物	10mg/L 以下または230mg/L 以下*
26	ふっ素及びその化合物	8mg/L 以下または15mg/L 以下 *
27	1,4-ジオキサン	0.5mg/L 以下
28	フェノール類	5mg/L 以下
29	銅及びその化合物	3mg/L 以下
30	亜鉛及びその化合物	2mg/L 以下
31	鉄及びその化合物（溶解性）	10mg/L 以下
32	マンガン及びその化合物（溶解性）	10mg/L 以下
33	クロム及びその化合物	2mg/L 以下
34	ダイオキシン類	10pg-TEQ/L 以下

*放流先によって異なります。